

第3次

愛川町男女共同参画基本計画

令和6年度 …… 令和17年度

概要版



愛川町

1 計画策定の趣旨

本町では、平成30年3月に「第2次愛川町男女共同参画基本計画後期基本計画」を策定し、「人権の尊重による男女共同参画社会の実現」を基本理念に掲げ、施策の推進に努めてきました。

この間、令和2年1月に国内で最初の感染者が確認された新型コロナウイルスの出現は、世界経済をはじめ、人々の価値観や行動に変容をもたらしました。雇用や所得への影響のほか、外出の自粛により配偶者やパートナーによる暴力（DV）の増加や深刻化が浮き彫りとなるなど、特に女性が大きな影響を受けていることが報告されています。

この度、国や県の動向を踏まえつつ、これまで取り組んできた施策を引き継ぎながら、より推進・発展させることを目的とした「第3次愛川町男女共同参画基本計画」を策定します。

2 計画の位置付け

この計画は、関連法及び関係計画と整合を図り策定した、男女共同参画を推進するための個別計画です。



3 計画の期間

基本構想の計画期間は、令和6年度から令和17年度までの12年間です。

前期基本計画の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間です。

計画	令和	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
第3次 愛川町男女共同参画 基本計画			第3次 基本構想											
			第3次 前期基本計画						第3次 後期基本計画					

4 SDGsを踏まえた計画の推進

SDGsの17のゴールのうち、「4 質の高い教育をみんなに」、「5 ジェンダー平等を実現しよう」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「16 平和と公正をすべての人に」などを中心に、男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいきます。



基本理念

「第6次愛川町総合計画」では、「ひかり、みどり、ゆとり、共生のまち愛川」を将来都市像とし、誰もが心豊かに安心して暮らせる、誰一人取り残さない「共生のまち愛川」の実現に向けて施策の展開を図っています。

「第3次愛川町男女共同参画基本計画」では、町総合計画のまちづくりの目標のひとつである「豊かな人間性を育む文化のまちづくり」を目指して、「人権の尊重によるジェンダー平等社会の実現」を基本理念として掲げ、高い人権意識とジェンダー平等意識のもと、全ての人が互いを尊重し合い、誰もが住みやすい地域社会の実現に向けた取組みを推進します。

人権の尊重による ジェンダー平等社会の実現



基本目標 I

人権の尊重による ダイバーシティの推進

男女が互いに人権を尊重し、性別にとらわれることなく、対等な立場で能力と個性が発揮できるよう、ジェンダー平等意識の啓発に努めるとともに、あらゆる暴力を許さない社会風土の醸成や被害者の支援に取り組みます。また、ひとり親家庭、高齢者、障がい者、外国人住民、性的マイノリティ（LGBTQ等）など、様々な困難を抱えることが多い方が安定した生活を送ることができるよう、ダイバーシティ（多様性を尊重するまちづくり）を推進します。

関連性の高い
SDGsのゴール



施策の方向1 ジェンダー平等意識の啓発

主要施策

1 男女共同参画の意識づくり

2 ジェンダー平等教育・
学習の充実

取組み

- 様々な広報媒体を活用した啓発
- 事業所への啓発 等

- 保育園・小中学校におけるジェンダー平等教育の実施
- キャリア教育の推進 等

施策の方向2 人権擁護と暴力の根絶

主要施策

1 ジェンダーに基づく暴力やハラスメント
根絶に向けた啓発・対策の推進

2 DV防止の啓発と被害者への
支援【DV防止計画を兼ねる】

取組み

【女性支援計画を兼ねる】

- 人権啓発イベントの開催
- 防犯灯及び防犯カメラの整備促進 等

- DVに関する相談や関係機関との連携
- 緊急一時保護に向けた支援 等

施策の方向3 困難を抱える人への自立支援及び多様性を尊重する環境づくり

主要施策

1 ひとり親家庭への支援

2 高齢者、障がい者への支援

3 外国人住民への支援

4 性の多様性に対する理解の
促進

取組み

【女性支援計画を兼ねる】

- 相談体制の充実
- 自立に向けた生活支援 等

- 相談窓口の充実
- 高齢者の意思を尊重するための支援 等

- 外国人住民相談の実施
- 通訳保育士の配置 等

- パートナーシップ宣誓制度の啓発
- 窓口業務等における性的マイノリティ（LGBTQ等）に配慮した対応の実施 等

基本目標 Ⅱ

ワーク・ライフ・バランスの実現

男女共同参画社会の実現に向け、男女がともに仕事と家庭、地域活動等にバランスよく参画して充実した生活を送ることを目指し、町民及び事業者へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発と理解促進に努めます。また、職場環境づくりや多様な働き方のできる就業環境の整備について事業者働きかけます。

さらに、子育て支援及び介護サービスの充実や、性差に応じた健康づくりを推進することで、男女双方が仕事と家庭、地域活動等に参画しやすい環境づくりに努めます。

関連性の高い
SDGsのゴール



施策の方向1 町民、事業者への普及・啓発と理解促進

主要施策

取組み

【女性活躍推進計画を兼ねる】

1 ワーク・ライフ・バランスの啓発

●普及・啓発活動

2 事業者への理解促進

●事業者等への普及・啓発
●「くるみんマーク」の周知・取得の推進

3 多様な働き方の啓発

●多様な働き方に関する情報提供
●多様な働き方に関する事業者等への啓発 等

施策の方向2 様々なチャレンジ支援

主要施策

取組み

【女性活躍推進計画を兼ねる】

1 男女の均等な雇用機会確保の促進

●男女雇用機会均等法の理解促進
●多様な雇用形態に対する支援

2 再就職・起業への支援

●創業支援セミナーの実施
●子育て中の女性に対する就労支援 等

施策の方向3 家庭生活などへの支援と社会的支援

主要施策

取組み

【女性活躍推進計画を兼ねる】

1 男性の家事、子育て等への参画促進

●マタニティセミナーの開催
●料理教室等の開催 等

2 子育て、介護等の社会的支援

●保育サービスの充実
●地域包括支援センター事業 等

3 生涯にわたる男女の健康支援

●健康増進事業
●妊産婦への支援 等

基本目標
Ⅲ

あらゆる分野への 男女共同参画の推進

男女が社会のあらゆる分野の活動に対等に参画し、責任を分かち合うことのできる社会を目指すため、政策や方針決定等の過程における男女共同参画を進めるとともに、自治会や地域団体、事業所等においては、男女がともにその能力を十分に発揮できる環境の整備を促進します。

関連性の高い
SDGsのゴール



施策の方向1 政策・方針決定過程における男女共同参画

主要施策

- 1 審議会等への女性登用の促進
- 2 町組織における女性職員の登用

取組み

- 審議会等への女性登用の促進
- 女性管理職の登用推進
- 女性職員の採用推進 等

施策の方向2 地域におけるジェンダー平等の推進

主要施策

- 1 地域団体・事業所等における女性登用の促進
- 2 防災分野における女性参画の推進

取組み

- 各種団体の女性役員による情報交換会の開催
- 事業所に対する女性登用の促進 等
- 自主防災組織等への女性参画の促進
- 女性に配慮した備蓄品整備の推進



指標一覧

基本目標	指標	現状値 R4	目標値 R11
I	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	57.0%	67.0%
	配偶者等からの暴力を受けた人で「誰かに相談した」と回答した人の割合	19.8%	50.0%
	「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた人の割合	13.8%	50.0%
	「愛川町パートナーシップ宣誓制度」の認知度	32.8%	43.0%
II	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の理解度	13.8%	25.0%
	「家庭生活において、男女が平等に扱われている」と思う人の割合	39.4%	50.0%
	育児・介護休業が取りやすいと思う男性の割合	育児休業：24.2% 介護休業：16.4%	育児休業：35.0% 介護休業：27.0%
III	審議会等における女性委員の占める割合	27.5%	30.0%
	町職員の管理的地位（副主幹級以上）における女性の占める割合	22.9%	30.0%

推進体制

本計画の進行にあたっては、町民や地域、教育機関、企業、NPO等と連携しながら施策を推進します。より効率的に計画を推進するため、PDCAサイクルを取り入れた進行管理を行います。

また、男女共同参画の取組みをより一層効果的に進めるため、県や関係機関との連携・協力関係を強化します。

Plan

取組みの内容や指標を計画

〔男女共同参画行政推進会議、
愛川町男女共同参画基本計画推進委員会〕

Do

計画に基づいて取組みを実行

〔町民、地域、教育機関、企業、
NPO、行政等〕

Action

取組内容や計画の見直し

〔男女共同参画行政推進会議、
愛川町男女共同参画基本計画推進委員会〕

Check

取組みの進捗状況を確認し、評価

〔男女共同参画行政推進会議、
愛川町男女共同参画基本計画推進委員会〕

関連用語解説

◆ジェンダーとは

社会的・文化的に形成された性別のことをいいます。

◆ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）とは

若者からお年寄りまで誰もが、自分の希望するバランスで仕事、結婚や育児などの家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動ができる状態のことをいいます。

◆性的マイノリティ（LGBTQ等）とは

同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感を覚える人、又は性同一性障がいなどの人々のことです。性的少数者ともいいます。「L：レズビアン（女性の同性愛者）」、「G：ゲイ（男性の同性愛者）」、「B：バイセクシュアル（両性愛者）」、「T：トランスジェンダー（心の性と体の性の不一致（身体的な性別と生きようとする性別が異なる人）」、「Q：クエスチョニング（セクシュアリティ（心や身体の性、性的指向などを指す性のあり方）が分からない・迷っている・決めたくない人）」の頭文字をとって組み合わせた言葉です。

パートナーシップ宣誓制度について

町では、お互いの人権を尊重し、いきいきと個性や能力を発揮できる社会の実現を目指し、令和4年4月1日より「愛川町パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

「パートナーシップ宣誓制度」は、性的少数者に限らず、様々な事情で婚姻の届出のできない事実婚の方が、お互いを人生のパートナーとして協力し合うことを約束した関係であることを宣誓し、町が「パートナーシップ宣誓書受領証」等を交付するものです。パートナーシップを宣誓された方の住所異動に伴う手続き負担の軽減等を図るため、厚木市、秦野市、海老名市、伊勢原市、清川村と「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定」を締結しています。

相談窓口について

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や恋人等のパートナーから振るわれる暴力や暴言のことです。DVには、殴る、蹴るなどの身体的な暴力だけでなく、精神的暴力や経済的暴力、性的暴力等も含まれます。「これってDV？」「暴力を振るわれている？」と思ったらひとりで悩まずにご相談ください。

電話番号：046-285-2111（代表）

第3次 愛川町男女共同参画基本計画 【概要版】

発行年月：令和6年3月

発行：愛川町

編集：愛川町教育委員会生涯学習課

〒243-0392

神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1

電話 | 046-285-2111(代)

FAX | 046-286-4588